





図表 22 レイティング・シンボル

	<p>幼児期(EARLY CHILDHOOD [EC])</p> <p>EC (幼児期)と評定されたレイティングは、3歳以上に相応しいコンテンツを含む。(このシンボルは、ゲームの販売前の広告時にのみ表示される。)</p>
	<p>全員(EVERYONE [E])</p> <p>E (全員) と評定されたレイティングは、6歳以上に相応しいコンテンツを含む。このカテゴリーのレイティングは、最小限の漫画やファンタジー、多少の暴力などのコンテンツが含まれており、軽度の(刺激の少ない言語)をあまり使用していない。</p>
	<p>全員10歳以上(EVERYONE 10+[E10+])</p> <p>E10+ (全員10歳以上) と評定されたレイティングは、10歳以上に相応しいコンテンツを含む。このカテゴリーのレイティングは、さらに多くの漫画やファンタジー、軽度の言語や最小限の際どいテーマなどを含む。</p>
	<p>10代 (TEEN [T])</p> <p>T (10代)と評されたレイティングは、13歳以上に相応しいコンテンツを含む。このカテゴリーのレイティングは、暴力、際どいテーマ、下品なユーモア、最小限の血流、模擬のギャンブルが含まれており、乱暴言語をあまり使用していない。</p>
	<p>成人(MATURE [M])</p> <p>M (成熟した)と評されたレイティングは、17歳以上に相応しいコンテンツを含む。このカテゴリーのレイティングには、激しい暴力、血流や殺人、性的なコンテンツを含んでおり、乱暴な言葉を使用している。</p>
	<p>アダルト・オンリー(ADULTS ONLY [AO])</p> <p>AO (アダルトオンリー)と評されたレイティングは、18歳以上に相応しいコンテンツを含む。このカテゴリーのレイティングには長時間にわたる激しい暴力シーンや、生々しい性的コンテンツやヌードシーンなどが含まれる。</p>
	<p>レイティング未定(RATING PENDING [RP])</p> <p>RP (レイティング未定) と評されたレイティングは、委員会に提出されて最終的なレイティングを待っている状態にあるもの。(このシンボルは、ゲームの発売前の広告時のみに表示される。)</p>

## カリフォルニア州とテキサス州

法的な規則そのものは無いが、Cyber Safety for Children の Coalition (同盟) として提携している民間組織の中で、既述の ESRB や、「Common Sense Media<sup>191</sup>」が、青少年の安全に関してのレーティングを実施している。いずれもレーティングに関しては、規制に基づいているものではないが、テレビ、映画、ゲーム、ウェブサイトにおいて年齢に応じて相応しいか否かのレーティングを行っており、これらの民間組織を同 Cyber Safety for Children のサイト・ユーザーに推奨している<sup>192</sup>。

テキサス州では、連邦やカリフォルニア州と同様、同州における法的規制はない。推奨しているのは ESRB のレーティング・システムである<sup>193</sup>。

### **1.4.4 ウェブサイト運営者とコンテンツ掲載者、フィルタリング提供事業者等における民事紛争の解決活動<sup>194</sup>**

有害情報の削除等に関するウェブサイト運営者とコンテンツ掲載者、フィルタリング提供事業者等における民事紛争の解決活動については、把握されている情報はない。関連情報としては、例えば、以下のものがある。

#### FaceBook<sup>195</sup>の訴訟例

FaceBook は、2008 年に、メンバーの商品の購入履歴などを含む顧客情報を不当に共有したとしてユーザー側から集団訴訟を受けた。同サイトはこの訴訟について事実を否定したが、2009 年、950 万ドルの示談金の 70%にあたる 600 万ドルを、プライバシーの権利保護を促進する財団へ寄付することに同意し、和解を提案した。この財団は、ユーザーのプライバシーとインターネットの安全な利用についての研究と支持活動をしている独立財団である<sup>196</sup>。この和解判決に関しては、反論も出ているため、審査は現在検討中である。

その他、FaceBook は毎年テキサス州の「ダラスの子ども支援活動センターとダラスの警察局(the Dallas Children's Advocacy Center and the Dallas Police Department)」が開催している全米子ども危機会議も支援している。

---

<sup>191</sup> Common Sense Media、<http://www.commonensemedia.org/>

<sup>192</sup> カリフォルニア州個人情報保護室からの情報入手。2010 年 11 月 18 日ヒアリングより。

<sup>193</sup> テキサス州検事局事務所担当者からの情報入手。2010 年 11 月 22 日ヒアリングより。

<sup>194</sup> テキサス州検事局では、こういった事例は把握していない。テキサス州検事局事務所担当者へのヒアリングより。(2010 年 11 月 22 日)

<sup>195</sup> フェイスブック (Facebook) トップページ、<http://www.facebook.com/>

<sup>196</sup> 既述の「インターネット上での生活における青少年の安全性: オンラインの安全と技術に関する専門部会による報告書」による。

最近の訴訟和解対策として、部外者の非営利、事業者団体へ寄付をするケースが増加している<sup>197</sup>。

集団訴訟を研究している Northwestern 大学法学部 (Northwestern University Law School) の Martin Redish 教授によれば、集団訴訟においては、実際の被害者が多すぎるために、各個人への代償が困難であることを原告弁護士が理解している場合、和解の条件として、被告側が事業者団体へ寄付金の支払う、といった現状があるという。また、最近の大規模な集団訴訟の傾向としても、和解をするために事業者団体へ寄付を行うケースが多くあり、実際、非難を受けている。ちなみに、2001～2008 年までには少なくとも 65 件の集団訴訟で寄付金により和解が成立している。

また今年初めにオハイオ州では、裁判官が訴訟に協定を導入することを推奨しており、この種の大規模な集団訴訟では、被告側が和解金の一部または全額を慈善事業者に寄付をするといった和解方法がますます一般的になっている<sup>198</sup>。

実際にどのような民間組織が、訴訟の和解や裁判外紛争処理 (Alternative Dispute Resolution、ADR) に関わっているか、具体例は見られないが、大抵の場合は、和解や裁判外紛争処理専門の弁護士団体など法律の弁護士集団が行っているようである<sup>199</sup>。

## カリフォルニア州

上記の連邦で既述の FaceBook の場合と同様に、昨年末には AOL が、ユーザーのメールに不適切にフッターを挿入したと主張する集団訴訟で、Christina Snyder、ロサンゼルス裁判所の判事は、裁判官の夫が委員を務める「ロサンゼルス法律扶助組織 (Angeles legal-aid organization)」に和解資金として 2 万 5000 ドルを寄付したという判例が挙げられている<sup>200</sup>。

<sup>197</sup> 米国の経済誌のウォール・ストリート・ジャーナル誌 (Wall Street Journal) の 2010 年 3 月 2 日記事、「提案されているフェイスブックの和解条件が非難的に (Proposed Facebook Settlement Comes Under Fire)」

<sup>198</sup> Huerta & Associates mediation のサイト内の 2010 年 3 月 2 日付け記事より、

[http://huertamediation.com/Mediation\\_News.shtml](http://huertamediation.com/Mediation_News.shtml)

図書館データ Library-ProQuest より、

Nathan Koppel. Wall Street Journal. (Eastern edition). New York, N.Y.: Mar 2, 2010. pg. B. 8

Proposed Facebook Settlement Comes Under Fire Mar 2, 2010, Facebook2\_eastedition\_ProQuest.pdf p51

<sup>199</sup> 電気通信情報局の OSTWG の報告書「Youth Safety on a Living Internet」、

[http://www.ntia.doc.gov/reports/2010/OSTWG\\_Final\\_Report\\_060410.pdf](http://www.ntia.doc.gov/reports/2010/OSTWG_Final_Report_060410.pdf)

フェイスブック (Facebook) Controlling How You Share Privacy Controls、

<http://www.facebook.com/privacy/explanation.php>

Crimes Against Children Conference、<http://cacconference.org/dcac/p-13.aspx>

the Dallas Police Department、[http://www.dallaspolice.net/index.cfm?subnav=57&page\\_ID=1206](http://www.dallaspolice.net/index.cfm?subnav=57&page_ID=1206)

調査の段階でのヒアリングでロサンゼルス図書館などのリサーチャーに、訴訟関連は法律に関与するので弁護士協会に連絡するのがベストであるという助言を受ける。2010 年 9 月 14 日

(実際に弁護士協会への連絡には成功していない。)

<sup>200</sup> ウォール・ストリート・ジャーナル誌で AOL が関わる集団訴訟の記事が紹介されている。

Wall Street Journal. (Eastern edition) New York, N.Y.: Proposed Facebook Settlement Comes Under Fire' by Nathan Koppel 2010 年 3 月 2 日 pg. B. 8

この組織は訴訟団体ではないが、記事では何故この組織への寄付に至ったのか等の具体的な経緯は記されていない。

#### 1.4.5 青少年に対して危険性があるインターネット上の情報についての相談や苦情などの活動

全米失踪・被搾取子どもセンターが運営しているサイバー・チップラインが、相談や苦情などの活動のハブとなっており、日本の消費センターやインターネット・ホットラインセンターと似た活動を行っている<sup>201</sup>。

第1章の1.3.3で述べたとおり、サイバー・チップラインは年中無休でホットラインの応答を行っている。電話やインターネット上のフォームから、青少年の性虐待などに関する苦情が報告できるようになっている。また、その報告の内容などを年間のデータとして発表しており、当サイト内からもその情報が取得できる。どのような内容を報告すべきなのかということに関しての指導もあり、青少年のポルノ、売春などをはじめ、性的虐待なども報告されるべきだとしている。受け取られた報告に関しては、同機関の担当者が内容を厳正に精査し、必要に応じて、FBIなどの警察機関やEPSなどと協力して捜査を進めていく。

#### カリフォルニア州の失踪者(California Missing Persons)

カリフォルニア州司法局(California Department of Justice)の失踪・身元不明者課(Missing/Unidentified Persons Unit)は、身元不明者の特定を行う刑事司法機関であるが、サイバー・チップラインのカリフォルニア州支所としての機能を有している<sup>202</sup>。ただ、同失踪・身元不明者課では、失踪者の情報提供は行っているが、全般的に苦情などは、連邦のサイバー・チップラインが窓口となっている。

サイバー・チップラインへ報告された内容で同州に関係するものは、サイバー・チップラインからカリフォルニア州個人情報保護室に連絡が入る。他方、州独自に、インターネット上でのプライバシーについての質問が増えて来たことから、2006年より、消費者のヘルプラインを設け、個人情報の盗難や、あるいは、青少年から「写真をSNSサイトに載せて

---

Facebook2\_ProQuest.pdf

<sup>201</sup> 全米失踪・被搾取子どもセンター The CyberTipline、

[http://www.missingkids.com/missingkids/servlet/PageServlet?LanguageCountry=en\\_US&PageId=2936](http://www.missingkids.com/missingkids/servlet/PageServlet?LanguageCountry=en_US&PageId=2936)

全米失踪・被搾取子どもセンター The CyberTipline、

[http://www.missingkids.com/missingkids/servlet/PageServlet?LanguageCountry=en\\_US&PageId=714](http://www.missingkids.com/missingkids/servlet/PageServlet?LanguageCountry=en_US&PageId=714)

<sup>202</sup> 全米失踪・被搾取子どもセンターMissing-Child Clearinghouse Program、

[http://www.missingkids.com/missingkids/servlet/ServiceServlet?LanguageCountry=en\\_US&PageId=142](http://www.missingkids.com/missingkids/servlet/ServiceServlet?LanguageCountry=en_US&PageId=142)

1

カリフォルニア州検事局、California Missing Persons、<http://ag.ca.gov/missing/>

カリフォルニア州検事局、Missing-Child Clearinghouse Program、

<http://ag.ca.gov/missing/content/clearinghouse.php>

しまったので削除したい」といったようなプライバシーに関する相談も受け対応している。これは、連邦のサイバー・チップラインと同じ機能を果たしている<sup>203</sup>。

#### テキサス州のインターネット犯罪苦情センター<sup>204</sup>

テキサス州のインターネット犯罪苦情センター (The Internet Crime Complaint Center。以下、IC3)は、インターネット上の迷惑行為に関しての苦情を扱っているセンターで、民間機関ではなく州政府が運営している。特に青少年のみを扱っているわけではないが、テキサス州の IC3 支所では、連邦捜査局、全米知能犯罪苦情センター (National White Collar Crime Center (以下、NW3C)、司法援助事務局 (the Bureau of Justice Assistance (以下、BJA) など、インターネット犯罪に取り締まりに関連して連携を図っている<sup>205</sup>。

同センターの任務は、インターネット上の犯罪に関する苦情を受け、犯人追跡を行うことである。また、インターネットにおける犯罪の犠牲者に対しては、インターネット上で情報提供を行い、他方、犯罪容疑者に対しては警告が行えるシステムを有している。また同センターでは、連邦、州、自治体、国際的警察機関とその他の規制機関に対するサービスとして、インターネット上における犯罪関連の苦情の内容が照会できるようになっている<sup>206</sup>。

#### テキサス公安局、犯罪情報機関(Criminal Intelligence Service、以下 CIS)、失踪者情報センター(Missing Persons Clearinghouse)

テキサス公安局犯罪情報機関(Criminal Intelligence Service、以下 CIS)及び失踪者情報センター(Missing Persons Clearinghouse)は、連邦のサイバー・チップラインのテキサス州管轄の情報センターとなっている。テキサス公安局が提供しているサイトには、失踪・身元不明者のオンライン掲示板(The DPS Missing and Unidentified Persons Online Bulletin)がある。この掲示板には検索の機能があり、テキサスで発見された失踪者、また、誘拐者、逃走者、身元不明者に関する情報の検索ができる<sup>207</sup>。

#### 教育規約第 37 章法規：治安

その他、同州の教育規約第 37 章法規：治安(Education Code Chapter 37. Discipline; Law

<sup>203</sup> カリフォルニア州個人情報保護室へのヒアリング (2010 年 11 月 18 日)。

カリフォルニア California Missing Persons、<http://ag.ca.gov/missing/>

<sup>204</sup> ICE3 トップページ、<http://www.ic3.gov/default.aspx>

National White Collar Crime Center (NWC3) トップページ、<http://www.nw3c.org/>

<sup>205</sup> 司法援助事務局 (the Bureau of Justice Assistance (BJA)、<http://www.ojp.usdoj.gov/BJA/>

<sup>206</sup> 連邦捜査局 トップページ、<http://www.fbi.gov/>

<sup>207</sup> 全米失踪・被搾取子どもセンターMissing-Child Clearinghouse Program、

[http://www.missingkids.com/missingkids/servlet/ServiceServlet?LanguageCountry=en\\_US&PageId=142](http://www.missingkids.com/missingkids/servlet/ServiceServlet?LanguageCountry=en_US&PageId=142)

1

Texas Department of Public Safety Missing and Unidentified Persons Online Bulletin、

<http://www.txdps.state.tx.us/mpch/>

And Order) の「37.217 条 安全なインターネットの利用に関する地域教育 (Sec. 37.217. Community Education Relating To Internet Safety.)」では、教育機関などに対して、ネットいじめが認識・発覚された場合には、その内容についての情報の提出を義務付けている<sup>208</sup>。

#### 1.4.6 その他

##### インターネットの安全な利用において重要な点

EIEによれば、インターネットの安全な利用を教育・啓発する上で困難なことは、「テクノロジー・ジェネレーション・ギャップ」という。これは、「デジタル・ネイティブ(Digital Native)」と呼ばれ、生まれた時からテクノロジーに接して育ってきた世代が存在する一方で、「デジタル移民 (Digital Immigration)」と呼ばれる、大人になってからテクノロジーに触れてきた世代が存在し、その世代間で、インターネットに対する考え方や対応が異なり、また、このギャップが存在するために、青少年のインターネット上のトラブルの危険性を一般に認知させることを難しくしていると、EIEは述べている。そこでEIEなどの民間組織では今後、デジタル・ネイティブである次世代が保護者となった場合に備えて、大学などでインターネットの安全な利用に関するカリキュラムを導入することを計画している<sup>209</sup>。

また、インターネットの環境改善を考える上で、教育・啓発に加えてアクセス制限を行うテクノロジーの向上が重要な要素となる。携帯電話からのインターネット利用も含め、インターネット上で青少年が閲覧するに相応しくない内容を、いかに遮断するかといった点を重視する必要もある<sup>210</sup>。

それは、SNSの出現で、インターネットの環境は変化し、以前のインターネットは、ウェブ運営者側から利用者への一方通行の交信であったものが、利用者同士での交流が可能となったからである。というのも、SNSの出現により、実社会で体験する問題が、インターネット上でも同様の問題が起こっている。例えば、ストーカー行為や、嫌がらせ、詐欺、いじめ等は、実社会でも存在する出来事だが、全く同様のことがインターネット上でも起きている。これは5年前には見られなかったことで、インターネット上で体験することは、今や実社会と同じことであり、インターネット上での判断も、実社会での経験を基に下されるべく、そういった教育が必要となる<sup>211</sup>。

---

<sup>208</sup> ネット・リサーチ・センター(Cyberbullying Research Center) 、P1~2, P10  
[http://www.cyberbullying.us/Bullying\\_and\\_Cyberbullying\\_Laws\\_20100701.pdf](http://www.cyberbullying.us/Bullying_and_Cyberbullying_Laws_20100701.pdf)  
EDUCATION CODEAA CHAPTER 37. DISCIPLINE; LAW AND ORDER、P74~75  
<http://www.statutes.legis.state.tx.us/Docs/ED/pdf/ED.37.pdf>

<sup>209</sup> Enough is Enough へのヒアリング (2010年11月19日)

<sup>210</sup> OSTWG へのヒアリング (2010年11月19日)

<sup>211</sup> OSTWG へのヒアリング (2010年11月19日)